

名古屋市公報	令和 3年 9月 1日 第117号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政法制課長 発行人	

目次	ページ
規則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	
(住都・総務課) (第81号)	3
告示	
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧	
(住都・都市計画課) (第440号)	5
○ 許可自転車駐車場の名称等について	(緑土・自転車利用課) (第441号) 7
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課) (第442号) 8
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第443号) 10
○ 換地処分通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第444号) 11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第445号) 12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第446号) 17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第447号) 19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課) (第448号) 22
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第449号) 23
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第450号) 24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第451号) 25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課) (第452号) 28
公告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課) 29

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第81号）

1 改正内容

市営住宅等の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年
名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 3年 9月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 改良住宅の表城北荘の項中

「

昭和38年度	120
昭和41年度	24

」を「

昭和38年度	24
昭和41年度	24

」に改める。

別表第 2 1 店舗の表城北荘の項中

「

4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
店舗	1 号	135,600円

を

」

「

4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
店舗	1 号	135,600円

に改める。

」

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表城北荘の項中

「

101 号から 179 号ま
で、182 号、C 29号、
E 901 号から E 911 号
まで、E 1001号から E
1012号まで及び E 1214
号から E 1218号まで

を

「

101 号から 179 号ま
で、182 号、C 29号及
び E 1214号から E 1218
号まで

に改める。

」

」

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 440号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 8月24日から同年 9月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 441号

許可自転車駐車場の名称等について

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第 103号）第 2条第 2項の規定に基づき、次のとおり許可自転車駐車場の名称、位置及び供用開始日を告示します。

令和 3年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

許可自転車駐車場一覧表

供用開始日	名称	位置
令和 3年 9月 1日	徳重第八自転車駐車場	緑区徳重一丁目16番
	徳重第九自転車駐車場	緑区徳重一丁目16番

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 442号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・2・36号 梅ノ木線	名古屋市熱田区 一番二丁目	名古屋市港区 金城ふ頭三丁目	名古屋市港区 浜一丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 8月24日から同年 9月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 443号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 8月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年 1月 5日 2指令住開指第 167号	名古屋市守山区野萩町 118番	名古屋市守山区野萩町12 番44号 宇佐見光明
令和 3年 3月17日 2指令住開指第 196号	名古屋市中川区富田町 大字千音寺字南屋敷 2778番外 1筆	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 444号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地地区画整理事業施行者仙台市が発した土地地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地地区画整理事業施行地区内の蒲生北部 2号公園にある掲示板に掲示されています。

令和 3年 8月26日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
郡山新作法定相続人 郡山 春二	名古屋市昭和区川名山町 114番地 (朝日荘13号)	仙台市中野字船入 1 番 2

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 445号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
くろかわ内科・健 診クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	令和 3年 4月 1日
吉田クリニック名 西	名古屋市西区貝田町 2丁目59番地	令和 3年 7月 1日
ヴェルヴァーレ本 陣クリニック	名古屋市中村区本陣通 2丁目19番地	令和 3年 6月 2日
めいほう睡眠めま いクリニック	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	令和 3年 6月 1日
あおばクリニック 名古屋駅前院	名古屋市中村区名駅三丁目15番11号	令和 3年 7月 1日

芦原内科・心療内科	名古屋市中区金山一丁目15番10号	令和 3年 6月 1日
金山駅前心臓と血管のクリニック金子医院	名古屋市中区金山一丁目15番10号	令和 3年 7月 1日
オリーブ在宅クリニック	名古屋市守山区永森町 353番地	令和 3年 6月 1日
緑丘眼科	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1312番地	令和 3年 6月 1日
高針クリニック	名古屋市名東区高針一丁目1714番地	令和 3年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋オルカ歯科 矯正歯科	名古屋市東区矢田南三丁目 4番 3号	令和 3年 4月 1日
まさき歯科	名古屋市中区正木四丁目 8番13号	令和 3年 5月 1日
名古屋訪問在宅歯科	名古屋市昭和区石仏町 2丁目 1番地の 9	令和 3年 6月 1日
浅井歯科	名古屋市南区加福本通 2丁目13番地	令和 3年 6月 1日
MY DENTAL CLINIC	名古屋市名東区本郷二丁目66番地の 3	令和 3年 6月 7日
山本歯科医院	名古屋市天白区大根町10番地	令和 3年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモス薬局中丸店	名古屋市北区中丸町 2丁目22番地	令和 3年 5月 1日
キョーワ薬局栄生店	名古屋市西区栄生二丁目 7番 5号	令和 3年 6月 1日
亀島駅薬局	名古屋市中村区井深町14番12号	令和 3年 6月 1日
キョーワ薬局中村店	名古屋市中村区西米野町 1丁目94番地の 2	令和 3年 6月 1日
アイン薬局名城病院店	名古屋市中区三の丸一丁目 3番 1号	令和 3年 6月 1日
ファーマライズ薬局中日病院店	名古屋市中区丸の内三丁目12番 3号	令和 3年 6月 1日
薬局マツモトキョシ名古屋金山駅前店	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	令和 3年 7月 1日
スギ薬局中川南店	名古屋市中川区中島新町四丁目 103番地	令和 3年 7月 1日
クスリのアオキ野田薬局	名古屋市中川区野田一丁目 380番地	令和 3年 7月 1日
ロータスファーマシーポート店	名古屋市港区新茶屋一丁目1313番地の 2	令和 3年 4月 1日
キョーワ薬局港店	名古屋市港区知多三丁目 108番地	令和 3年 6月 1日
キョーワ薬局桜本町店	名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号	令和 3年 6月 1日
スギヤマ薬局大永寺店	名古屋市守山区川宮町64番地	令和 3年 6月 1日

キョーワ薬局守山 店	名古屋市守山区小幡中二丁目10番15 号	令和 3年 6月 1日
フォレスト調剤薬 局小幡店	名古屋市守山区小幡三丁目 7番27号	令和 3年 6月 1日
キョーワ薬局小幡 店	名古屋市守山区小幡三丁目22番33号	令和 3年 6月 1日
スギ薬局小幡店	名古屋市守山区小幡中一丁目 1番21 号	令和 3年 7月 1日
南大高薬局	名古屋市緑区南大高三丁目1306番地	令和 3年 1月 1日
わこう調剤薬局天 白植田店	名古屋市天白区植田三丁目1603番地	令和 3年 5月 1日
ウエルシア薬局名 古屋八事天道店	名古屋市天白区八事天道1005番地	令和 3年 6月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンやつで	名古屋市北区稚児宮通 2丁目39番地 の 1	令和 3年 7月 1日
訪問看護ステーシ ョンちいず	名古屋市昭和区御器所通 1丁目18番 地の 1	令和 3年 7月 1日
訪問看護のぞみ瑞 穂汐路	名古屋市瑞穂区佐渡町 4丁目13番地 の 7	令和 3年 4月 1日
サンライトガーデ ン堀田ナース	名古屋市瑞穂区神穂町 2番 2号	令和 3年 7月 1日
訪問看護ステーシ ョンたると	名古屋市熱田区三本松町16番 6号	令和 3年 6月 1日

ライフアップ訪問 看護ステーション 山王	名古屋市中川区西日置二丁目10番 5 号	令和 3年 6月 1日
訪問看護つばみ	名古屋市守山区向台三丁目1102番地 の 1	令和 3年 6月 1日
パプリカこころの 訪問看護ステーシ ョン名古屋八事	名古屋市天白区元八事三丁目 6番地	令和 3年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 446号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	名古屋第一赤十字病院
	新	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院
所 在 地	名古屋市中村区道下町 3丁目35番地	
変 更 年 月 日	令和 3年 7月 1日	

医 療 機 関 名	旧	名古屋第二赤十字病院
	新	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
所 在 地	名古屋市昭和区妙見町 2番地の 9	
変 更 年 月 日	令和 3年 7月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	名古屋第一赤十字病院
-----------	---	------------

	新	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院
所 在 地		名古屋市中村区道下町 3丁目35番地
変 更 年 月 日		令和 3年 7月 1日

医 療 機 関 名	旧	名古屋第二赤十字病院
	新	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
所 在 地		名古屋市中村区妙見町 2番地の 9
変 更 年 月 日		令和 3年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	たんぽぽ薬局城西病院前店
	新	たんぽぽ薬局城西病院店
所 在 地	旧	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番地
	新	名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地
変 更 年 月 日		令和 3年 7月 5日

医 療 機 関 名	旧	アイン薬局名城病院店
	新	アイン薬局三の丸店
所 在 地		名古屋市中区三の丸一丁目 3番 1号
変 更 年 月 日		令和 3年 6月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	訪問看護ステーションアンビス本陣
	新	医心館訪問看護ステーション本陣
所 在 地		名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		令和 3年 6月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 447号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
津田クリニック	名古屋市北区田幡二丁目18番 9号	令和 3年 5月17日
かずみアイクリニ ック	名古屋市中村区名駅四丁目10番25号	令和 3年 6月 1日
神宮前眼科医院	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号	令和 3年 6月21日
内藤耳鼻咽喉科	名古屋市港区港北町 2丁目10番地	令和 3年 5月20日
オリーブ在宅クリ ニック	名古屋市守山区永森町 353番地	令和 3年 6月 1日

高針クリニック	名古屋市名東区高針一丁目1714番地	令和 3年 4月 1日
いとうひろたか耳鼻咽喉科アレルギー科	名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地	令和 3年 6月20日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
浅井歯科	名古屋市南区加福本通 2丁目13番地	令和 3年 6月 1日
山本歯科医院	名古屋市天白区大根町10番地	令和 3年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
今池中央薬局	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局栄生店	名古屋市西区栄生二丁目 7番 5号	令和 3年 6月 1日
上脇調剤薬局	名古屋市中川区上脇町 2丁目 134番地	令和 3年 7月 1日
ロータスファーマシーポート店	名古屋市港区新茶屋一丁目1313番地の 2	令和 3年 4月 1日
キョーワ薬局港店	名古屋市港区知多三丁目 108番地	令和 3年 6月 1日
フォレスト調剤薬局港北店	名古屋市港区港北町 2丁目 8番地	令和 3年 5月31日

ナカムラ調剤薬局	名古屋市天白区植田三丁目1518番地	令和 3年 7月 1日
----------	--------------------	-------------

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護リハビリ ステーション中村	名古屋市中村区岩塚町 2丁目 3番地	令和 3年 6月 1日
訪問看護ステーシ ョンサルビア	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 448号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
徳重ながさわクリ ニック	名古屋市緑区徳重二丁目1621番地	令和 3年 5月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 449号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
太子デンタルクリニック	名古屋市中村区日吉町25番地	令和 3年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 450号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
まさき歯科	名古屋市中区正木四丁目 8番13号	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 451号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージク リート治療院	名古屋市東区泉一丁目21番29号	令和 3年 7月 1日
小栗 寛幸		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

フレアス在宅マッ サージ名古屋西区 施術所	名古屋市西区新道一丁目19番32号	令和 3年 6月 1日
藤島 拓太郎		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージク リート治療院	名古屋市東区泉一丁目21番29号	令和 3年 7月 1日
小栗 寛幸		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋西区 施術所	名古屋市西区新道一丁目19番32号	令和 3年 6月 1日
藤島 拓太郎		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
からだ元気治療院 長久手店	愛知県長久手市杵ヶ池 210	令和 3年 6月11日

阿部 正樹		
-------	--	--

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
カラー鍼灸治療院	名古屋市天白区海老山町1006番地の 1	令和 3年 6月 3日
道家 匡輝		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 452号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
はなまる治療院	愛知県安城市小川町御林50	令和 3年 6月 1日
元木 泰広		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 8月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン名西

名古屋市西区香呑町 6丁目49番 1 ほか 2筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	—	—	—	令和 2年 7月 31日
2	(有)ソリッド	代表取締役 平野 一貴	広島市安佐 南区高取南 三丁目19番 10号	—	—	—	平成 29年 2月 28日
3	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	令和 3年 3月 4日
4	(株)ヒロコー ポレーショ ン	代表取締役 井上 恭枝	福岡市東区 千早四丁目 10番地 1号	—	—	—	平成 27年 4月 30日

5	(有)フrend シップパー トナーズ	代表取締役 兼本 世治	大阪市北区 豊崎五丁目 2番 3号	—	—	—	平成 29年 4月 12日
6	アイメディ ア(株)	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区 若草町12番 1号	—	—	—	令和 元年 8月 31日
7	(株)ジャック コーポレー ション	代表取締役 村谷 淳	石川県金沢 市久安 2丁 目 335番地	—	—	—	令和 元年 8月 31日
8	ヴィレッジ ヴァンガー ドコーポレ ーション(株)	代表取締役 白川 篤典	名古屋市名 東区一社一 丁目 901番 地	—	—	—	令和 元年 9月 30日
9	ビーエイチ エス(株)	代表取締役 加藤 憲造	名古屋市中 区千代田三 丁目15番30 号	—	—	—	令和 2年 1月 31日
10	(株)K-GO LDインター ナショナル	代表取締役 横田 光夫	浜松市中区 西丘町 276 番地の 5	—	—	—	平成 29年 11月 28日
11	—	—	—	(株)ブランド メゾン	代表取締役 安山 克義	名古屋市名 東区一社三 丁目 121番 地 1	令和 3年 4月 23日
12	—	—	—	(株)綿新商店	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島 市今市場町 四丁目14番 地	令和 3年 3月 4日
13	—	—	—	マツオイン ターナシヨ ナル(株)	代表取締役 松尾 憲久	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 四丁目20番 10号	令和 元年 11月 13日
14	—	—	—	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番 1号	令和 元年 10月 30日
15	—	—	—	(株)清水屋	代表取締役 清水 隆行	愛知県春日 井市瑞穂通 五丁目33番 地	令和 2年 11月 28日
16	マックスバ リュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバ リュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	令和 3年 3月 1日

17	(株)C F S コーポレーション	代表取締役 宮下 雄二	静岡県三島市広小路町13番 4号	ウエルシア薬局(株)	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目 2番 15号	平成28年9月1日
18	(株)ハニース	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	(株)ハニースホールディングス	変更なし	変更なし	平成29年3月1日
19	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2番地 1	変更なし	代表取締役 三宅 英木	変更なし	令和3年5月25日
20	(株)クリエイティブヨーコ	代表取締役 小林 忠良	長野県長野市大字高田667番地16	変更なし	代表取締役 末松 和幸	変更なし	令和2年3月1日
21	イオンバイク(株)	代表取締役 岡内 祐一郎	千葉県美浜区中瀬一丁目 4番地	変更なし	代表取締役 渡邊 浩昌	変更なし	令和2年3月12日
22	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町 2番 8号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和2年3月6日
23	(株)A O K I	代表取締役 清水 彰	横浜市都筑区葛が谷 6番56	変更なし	代表取締役 上田 雄久	変更なし	令和2年7月2日
24	(株)ジーフット	代表取締役 松井 博史	名古屋市千種区今池三丁目 4番10号	変更なし	代表取締役 木下 尚久	変更なし	令和元年5月24日
25	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成26年6月24日
26	(株)未来屋書店	代表取締役 羽牟 秀幸	千葉県美浜区中瀬一丁目 6番地	変更なし	代表取締役 松田 裕史	変更なし	平成30年4月21日
27	(株)オリビア	代表取締役 佐藤 元	名古屋市西区城西二丁目 2番16号	変更なし	代表取締役 佐藤 幸人	変更なし	令和元年9月1日
28	(株)ウィックス	代表取締役 上堀 勝也	大阪市都島区都島北通一丁目 9番23号	変更なし	代表取締役 上堀 高弘	変更なし	令和元年10月1日

29	(株)いつ和	代表取締役 阿部 昇	新潟県十日 町市八幡田 町 465番地 6	変更なし	変更なし	新潟県十日 町市明石町 6番地 2	令和 元年 9月 1日
30	あちは(株)	代表取締役 阿知波 雅 大	名古屋市瑞 穂区北原町 2丁目73番 地	変更なし	変更なし	名古屋市千 種区今池四 丁目15番 5 号	平成 28年 11月 1日
31	(有)セレクシ ョン	代表取締役 大野 修	大阪府茨木 市南春日丘 七丁目 1番 地 2	変更なし	変更なし	大阪府中央 区南本町 3 丁目 4番 6 号	令和 2年 1月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.10までの小売業者については、退店のため
- (2) No.11からNo.15までの小売業者については、入店のため
- (3) No.16及びNo.17の小売業者については、会社合併のため
- (4) No.18の小売業者については、名称変更のため
- (5) No.19からNo.28までの小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.29からNo.31までの小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 3年 8月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 8月26日から同年12月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 12 月 27 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課